

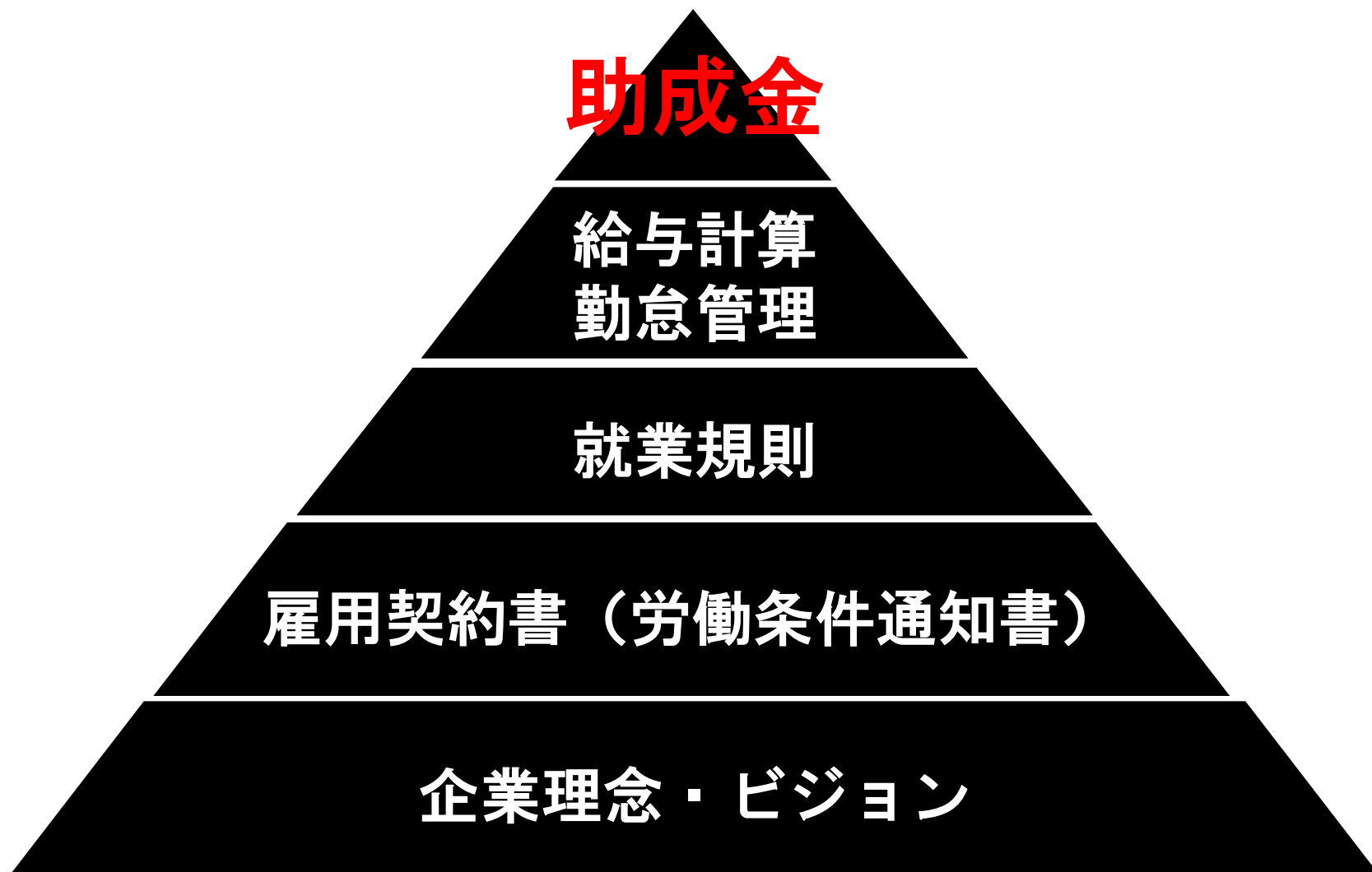


新型コロナウイルス感染症 に関する助成金の情報整理



社会保険労務士法人 クオリティ・ワン
代表 社会保険労務士
平野 厚雄

助成金受給の5ステップ



新型コロナウイルス感染症対応の助成金の種類

① 時間外労働等改善助成金

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業事業主に対しての助成金。「**職場意識改善コース**」と「**テレワークコース**」がある。

② 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**雇用の維持を図るため**の休業手当に要した費用に対する助成金。新型コロナウイルスの影響の深刻化を受け、2020年4月1日から6月30日までの期間が緊急対応期間と定められ特例措置が実施されている。

③ 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症への対応として、**小学校等が臨時休業した場合等**に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するための助成金。

① 時間外労働等改善助成金

【職場意識改善コース（特別休暇）】

- ・ 労働者災害補償保険適用事業主
- ・ 経費助成：助成率 **3/4**（**上限50万円**）
- ・ 経費として計上できる主な項目
 - ① 就業規則等の作成・変更
 - ② 外部専門家によるコンサルティング
 - ③ 労務管理担当者・労働者に対する研修
 - ④ 人材確保に向けた取り組み
 - ⑤ 労務管理用機器の導入・更新
 - ⑥ 労働能率の増進に資する設備の導入・更新



(助成金の詳細)

※パソコン等の購入費用は対象となりません

① 時間外労働等改善助成金

【テレワークコース】

- ・ 労働者災害補償保険適用事業主
- ・ 経費助成：助成率 **1 / 2**（**上限 1 0 0 万円**）
- ・ 経費として計上できる主な項目
 - ① 就業規則等の作成・変更
 - ② 外部専門家によるコンサルティング
 - ③ 労務管理担当者に対する研修
 - ④ 労働者に対する研修、周知・啓発
 - ⑤ テレワーク用通信機器の導入・運用



(助成金の詳細)

※パソコン等の購入費用は対象となりません

※テレワークを実施した労働者が1人以上いること

② 雇用調整助成金

2020年4月1日から6月30日までの緊急対応期間

■ 対象となる事業主の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（**全業種**）
（雇用保険の適用事業所であること）

■ 生産指標要件の緩和

1か月**5%以上**低下（生産指標要件緩和）

■ 対象者の拡大

雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める

■ 助成率の引き上げ

4/5(中小)、**2/3**(大企業)
※解雇等を行わない場合は**9/10**（中小）、**3/4**（大企業）

■ 計画届

計画届の事後提出を認める（**1月24日～6月30日まで**）

■ 支給限度日数

1年100日、3年150日＋上記対象期間

② 雇用調整助成金

■ 経済上の理由

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合



(助成金の詳細)

③ 小学校休業等対応助成金

■支給対象者

- ・ 子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主
- ・ 子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて**個人で仕事**をする者

■対象者となる子供

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、**臨時休業等**をした**小学校等**（※）に通う子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

③ 小学校休業等対応助成金

■対象保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者（各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む）

■支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方
休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
（1日当たり8,330円を支給上限）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方
就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

■適用日

- ・令和2年4月1日～6月30日の間に取得した休暇



助成金の種類

① 時間外労働等改善助成金

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業事業主に対しての助成金。「**職場意識改善コース**」と「**テレワークコース**」がある。

② 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**雇用の維持を図るため**の休業手当に要した費用に対する助成金。新型コロナウイルスの影響の深刻化を受け、2020年4月1日から6月30日までの期間が緊急対応期間と定められ特例措置が実施されている。

③ 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症への対応として、**小学校等が臨時休業した場合等**に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するための助成金。



ひらの あつお

平野 厚雄

- ◆ 社会保険労務士法人 クオリティ・ワン 代表
- ◆ 一般財団法人 日本プロスピーカー協会 参事
 - ・ 認定 シニアプロスピーカー
 - ・ J P S A 新宿支部 支部長

【経歴】

大学卒業後、郵便局に就職。簡易保険の営業をきっかけに在職中にファイナンシャルプランナーの国際資格CFP資格を取得。郵便局退職後は、柔術・総合格闘技の選手として活動。引退後、現在は社会保険労務士として心理学を土台とした職場の良好な人間関係構築と目標達成のコンサルティングを強みとし、全国様々な業種の企業の人事労務面をサポートしている。

一方で執筆、企業研修講師、自閉症児の父親としての講演活動等幅広い分野で活動し、NHK等多くのメディアに取材されている。また、駒澤大学の非常勤講師として3年間にわたり約1,000名の学生にキャリア教育を担当し、「学生が選ぶベストティーチング賞」を受賞している。最近では「管理職のためのセクハラ・パワハラ対策研修」など自身の社会保険労務士としての知見をベースとした研修にも力を入れており、2019年2月には、自身の提唱する新しいパワハラ対策講座がNHKのニュースに取り上げられるなど業界でも注目を集めている。

COMPANY

企業名	社会保険労務士法人 クオリティ・ワン
創業	2018年
代表社員	平野 厚雄 ■ 特定社会保険労務士 ■ ファイナンシャルプランナー(CFP認定者)
住所	〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目9番18号 第3雨宮ビル4F
電話番号	03-5989-1916
社員数	4名 (2019年11月1日現在)

法人理念

みんなちがっていいんじゃない？

誰もが自尊心を持って
 生きることができる社会創りに貢献します

経営方針

- ・プロフェッショナルとして常にクオリティを追求し、組織における良好な人間関係構築と目標達成の両立にこだわります。
- ・責任を果たしお客様と互いに信頼し合い、共に歩むに値する魅力的な存在で有りつづけるために精進します。
- ・働くすべての社員を尊重し感謝を忘れず、仕事を通じて人間的に成長していくことができる職場を実現します。
- ・経営理念及び法令を順守し未来の社会に欠かせない法人となるために強靱な経営基盤を構築します。
- ・公共的使命と職責の重要性を自覚し、国家の繁栄に貢献します。